

平成31年度

「いじめ防止基本方針」

久喜市立青葉小学校

1 はじめに

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度で、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

このことを踏まえ、いじめを未然に防止すること、早期解決すること、再発を防止し、本校児童が安全で安心な学校生活を送れるように、「いじめ未然防止基本方針」をここに策定する。

平成31年3月

久喜市立青葉小学校 生徒指導部

2 いじめの定義

（いじめ防止対策推進法）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

子ども同士の関わりの中における些細なけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、それに対して注意するとともに、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

対応に当たっては、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、教育相談員、スクールカウンセラーからなるいじめ対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織）を中心に行う。ただしそこで協議したことからの共通理解、そして具体的な指導、取組を含む共通行動は全教職員で対応する。

また、その取組の内容に応じ、地域や保護者、児童、さらに関係機関と連携を図る。また、重大事態発生時には早急にいじめ問題調査委員会を開き、対応に当たる。

◎本校組織の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には下記の通りである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ 本校のいじめ防止の取組の周知・説明の中核としての役割
(いじめ防止基本方針のホームページ公開・入学時や年度初めの周知・説明)
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制
- カ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

◎組織の位置づけと構成員について

「いじめ対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織：年に2回開催）」

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、教育相談員、スクールカウンセラー

「いじめ問題調査委員会（重大事案発生時に開催）」

教職員、教育相談員、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

保護司、学校運営協議会会長、福祉課職員、久喜市教育委員会指導主事、その他学校長が認めた者

4 本校におけるいじめ未然防止等に関する措置

いじめは、どの子供にも、どの子どもにも学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組をする。

①学び合い、高め合うことのできる居場所作り・学級集団作り

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような居場所づくりや集団づくりを行う。

②道徳教育や人権教育の推進

児童の豊かな情操や道徳心を育てていくために、全職員が道徳教育の充実に努めていく必要がある。道徳の時間がその中核として担うのはもちろん、本校教育計画に示される各教科における道徳教育の充実に図り、全ての教育活動で児童の道徳的価値や道徳的実践力を高めていく必要がある。また、全クラスで取り組んでいるH O Tほっとコーナーでの道徳的価値の振り返りや、オアシスコーナーでの人権意識の向上や自己有用感のさらなる充足を目指していく。

③相談体制の整備

児童がいじめのない学校生活を送るためには、心身ともに安全が保証されることが必要である。児童や保護者が常に相談しやすい環境を整備する。状況に鑑みて相談室や保健室等を提供し、担任のみならず、相談員や養護教諭などと連携を図りながら児童本人や保護者の心のケアに努めていく。

また、日頃より児童や保護者との密な連携の中で信頼関係を深めていく必要がある。保護者についてはいじめに関する情報を提供し、情報の共有や注意喚起などを行うことで、学校と保護者との両軸で児童理解や見守りに努める。

④情報モラル教育の一層の推進

最近増加傾向にあるインターネットを通じて行われるいじめについて、その特殊性や危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルの未然防止に努めなくてはならない。児童には情報モラル教育の充実に図り、正しいインターネット上のルールやマナーを身につけさせていく。

また、各関係機関と連携し、サイバー犯罪等の講演会やネットモラル養成授業を開き、児童だけでなく保護者への参加や注意を促していく。さらに、インターネットやスマートフォン、ゲーム機等の利用状況や各家庭での対策、ルールについての意見交換できる場を懇談会や面談で設け、各家庭への指導に努める。

さらに、『第3回久喜市中学生サミット共同宣言（H27. 8. 18）』の趣旨を尊重すると共に、携帯電話やスマートフォンの使い方やルール・マナーを啓発し、さらに推進する。

⑤調査研究の推進

未然防止の基本は、児童が、さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払って行う必要がある。児童理解や適切な指導法を身につけていくために、月ごとの生徒指導部会や生徒指導委員会を中心として、教職員が研修に励む必要がある。その場で教職員間での児童の情報共有や事例研修を行い、児童に常に最善のアプローチができるようにする。

また、学校生活の大半を占める授業を充実させるために、授業研究に力を入れ、常に指導力の向上を図る。それにより教職員一人一人の資質の向上を目指していく。

5 本校におけるいじめの早期発見のための措置

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は毎月のアンケート調査や、アンケート期間に合わせて実施する教育相談強化週間の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、教育相談員や中学校区のスクールカウンセラー、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることを実践する。また、必要に応じて「いじめ対策委員会」の中で情報の共有やさらなる情報収集へつなげる。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切である。

このため、職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応が即時可能とするような体制整備を常に行っていかなければならない。

【いじめ対応の基本的な流れ】

対応に当たっては、①～⑧の流れで迅速に組織的に対応していく。ただ、当該事案の状況に応じ柔軟かつ適切に対応していく。特に、いじめの事実確認や報告を教職員に義務づけ、迅速な対応を徹底する。

- ①いじめの情報をつかんだ教職員が管理職、生徒指導主任、当該担任への報告
- ②校長による『いじめ対策委員会』の招集と関係教職員への対応指示、指導
- ③関係教職員の情報収集、聴き取り→それによる正確な情報把握（事実確認）
- ④『いじめ対策委員会』による情報の共有、いじめの全体像の把握（事実確認）
- ⑤『いじめ対策委員会』で指導体制と方針の決定
(状況や程度に応じて教育委員会や関係機関への報告、連携)
- ⑥全教職員の共通理解のもとで、対応する教職員の役割分担と組織対応
- ⑦児童への指導（個別指導・支援→全体へ）、当該児童や関係保護者への報告

ア いじめを受けた児童と、その保護者への支援・報告

いじめられた児童を徹底して守ることを最優先に支援に当たる。この時に、「いじめられている側にも問題がある」という考え方で接してはならない。共感的態度で親身になって話を聴く。あたたかい言葉をかけ、心のケアに努める。さらに、その後の見守りや指導について、可能な限り児童に対して説明しながら、情報提供に努め、学校生活に対する不安を取り除けるよう図る。

保護者へはいじめの全体像やこれまでの指導、支援について、情報を適切に提供する責任のもと、可能な限りお伝えする。児童同様共感的な態度で話を聞き、継続して学校と家庭との見守り再発防止に努める。また、児童だけでなく保護者への困り感にも十分寄り添い、信頼関係を構築していく。

イ いじめを行った児童への指導と、その保護者への助言

相手を感じていた苦しみや痛みを感じ取れるよう、粘り強く指導に当たる。いじめは絶対に行っ

てはならないという人権意識を強くもたせる。保護者についてはこれまでのいじめの実態や指導内容、そして具体的な対策を説明し、今後の学校との連携方法について理解、協力を求める。また、再発防止についての助言や見守りについても十分に行う。

また、いじめを繰り返し学校の秩序を著しく乱す児童については、状況を鑑みの中で、他の児童の安全や教育を受ける権利を保障する必要がある場合に際し、下部9にある懲戒や出席停止を加える場合がある。また、所轄警察署とも連携し、児童やその保護者への対応に当たる。

ウ 周りにいた児童への対応

はやしたてるにしろ、傍観することにしる、いじめ行為に加わることや黙認していることを強く理解させる。被害者の気持ちになって考えさせ、いじめには加わらないことや、いじめを知らせる勇気をもたせることを指導する。

エ 学級・学年・学校全体への対応

いじめの早期発見や早期対応、早期解消に向けて以下の点に十分留意して指導に当たる。

- ・集団での話し合いの中で、いじめについて考える。
- ・周りに流されたり傍観したりせず、正しいことを実践する大切さを指導する。
- ・いじめは絶対に許さないという教師の強い姿勢を示す。
- ・あらゆる教育活動の中で居場所作りや望ましい人間関係作りを支援する。

⑧その後の支援、見守りによる再発防止、心のケア（状況によっては関係機関への報告）

【いじめの解消】

いじめに該当する行為の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2点が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事案も勘案して慎重に判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害児童に対する心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）がやんでいる状態が、相当期間継続していること。この相当の期間は3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は本校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等にて確認をする。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童に寄り添い守り通し、安全安心を確保する。いじめ解消に至るまで支援を継続するため、支援内容や情報の共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行していく。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめの再発の可能性を十分に念頭に置き、全ての教職員で、いじめ被害児童本人やその周りの人間関係を継続して観察していく。さらに、必要に応じて、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

7 地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を図る。保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向け啓発資料を作成・配布する。

また、学校応援団などの通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。

8 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、状況に応じいじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を行っていく。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

9 懲戒、出席停止制度等、いじめ防止に関する措置について

いじめを学校が対処するにあたり、重大事態（下部6、7に記載）に発展しそうな場合、または重大事態に抵触する恐れのある場合において、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第35条に基づき、加害児童に対して適切な懲戒や出席停止を加える場合がある。また、被害児童に対する緊急避難措置としての出席停止についても、被害児童の安全確保の点からも講じる場合がある。

どちらにおいても、対処するいじめの被害拡大防止を鑑みて対処する。

10 重大事態への対処

以下のような事態を「重大事態」という。

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 相当期間（30日以上）学校を休むことを余儀なくされた場合
- (6) 児童生徒・保護者から申し出があった場合

重大事態事案の情報をつかんだ場合、速やかに久喜市教育委員会及び警察等の関係機関への報告を行う。校長を中心に、学校全体で組織的に対応し、迅速なる事態の解決に努める。

重大事態はその特質上、学校だけでは解決が困難な場合が生じる。そのために校長、教頭、生徒指導主任の他に久喜市教育委員会指導主事や警察関係者、民政児童委員会代表、地域住人代表、保護者代表からなる『いじめ問題調査委員会』を設置する。それぞれで連携する中で指導、助言を受けながらその対応に当たる。

重大事態の事実関係を明確にするために、アンケート調査や聴き取り調査を実施し、その事実関係及びその他の必要な情報について適切に提供する。その上で重大事態の全容を組織一丸となって捉え、解決までの対策を講じる。

事案により、学級、学年及び学校全体の全ての保護者に事案を説明する必要の是非を判断し、必要に応じて当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催等を実施する必要がある。マスコミへの対応が必要な場合は、窓口を教頭に一本化し、誠実な対応に努める。情報は責任をもって管理する。

- ・平成27年6月 一部改訂
- ・平成28年3月 一部改訂
- ・平成29年3月 一部改訂
- ・平成30年3月 一部改正
- ・平成31年3月 一部改訂

◎参考資料

- ※1 いじめ問題対応組織図（「New I's」参照）
- ※2 いじめに対する初期対応例（「New I's」参照）
- ※3 いじめ加害・警察との連携（「New I's」参照）
- ※4 児童が主体となったいじめ未然防止の取組（本校取組）
- ※5 学校生活アンケート（本校アンケート用紙）
- ※6 保護者用啓発リーフレット（4月懇談会にて保護者に配布、周知）